技術提案の本体主構造が開削工法の場合は、

㈠　土留工法による開削深度が15m以上であること。

㈢　構造物内幅が10m以上であること。

ただし、㈠、㈢は同一工事でなくとも良い。

技術提案の本体主構造がシールド工法又は非開削工法の場合は、

㈡　シールド工法（密閉型）による工事で施工（セグメント）外径４m以上であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、それぞれの構成員の主任技術者又は監理技術者が技術提案の本体主構造で採用する形状による上記の工事経験を有していること。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案）」並びに「施工体制」をもって入札し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を70点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㈠の評価項目の評価を行い加算点を算出する。

また、「施工体制評価点」は下記㈡の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㈠　技術提案の項目として「近接構造物及び周辺環境に対する影響軽減対策に関する技術提案」、「構造物のより確実な長期耐久性確保及び品質確保」

㈡　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㈠、㈡の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㈠の技術提案及び②㈡の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㈠の「近接構造物及び周辺環境に対する影響軽減対策に関する技術提案」、「構造物のより確実な長期耐久性確保及び品質確保」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（35点）、Ⅳ（27点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（12点）、Ⅰ（５点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出であるもの又は実施を認めないものは欠格とする。

上記評価は、技術提案内容について点数化し、評価点が最大の者にⅤ（35点）を与え、内容に応じⅣ（27点）以下の加算点を与えるものとする。なお、入札参加者のうち技術提案の最大評価の者が一定の点数に満たない場合は、最大評価点をⅣ（27点）以下とする場合がある。

⑶　⑵②㈠の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㈠で求めた、「近接構造物及び周辺環境に対する影響軽減対策に関する技術提案」、「構造物のより確実な長期耐久性確保及び品質確保」については、履行状況から、受注者の責に入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

4　技術提案に関する事項等

⑴　技術提案の改善（技術対話）　技術対話について、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に提案を改善する機会を与える。また、発注者より技術提案が不適切とされたものについても改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。

⑵　設計数量の提出　技術提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。（提出方法等の詳細は入札説明書による。）

⑶　技術提案に対する審査内容　技術提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は、学識経験者等による組織を活用する場合がある。

⑷　見積の提出　3⑵②㈠に掲げる技術提案に対応した見積書を予定価格に反映させるための参考資料として作成し、提出することを求める。（提出方法等の詳細は入札説明書による。）技術提案に対する見積の対象範囲は入札説明書によるものとする。

⑸　入札及び契約　競争参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札し、入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格のうち純工事費が入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別な理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成27年２月26日から平成27年９月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成27年２月26日から平成27年９月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　技術提案書を除く申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成27年２月26日から平成27年３月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成27年２月26日から平成27年３月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。